

## 令和6年度塩竈市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度塩竈市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

	(1) 給水戸数	26,413 戸
	(2) 年間総給水量	6,933,334 m <sup>3</sup>
	(3) 一日平均給水量	18,995 m <sup>3</sup>
	(4) 主要な建設改良事業	
	第7次配水管整備事業	205,218 千円
	第2次老朽管更新事業	186,962 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	水道事業収益			1,650,639 千円
	第1項 営業収益			1,547,430 千円
	第2項 営業外収益			103,207 千円
	第3項 特別利益			2 千円
		支	出	
第1款	水道事業費用			1,608,639 千円
	第1項 営業費用			1,512,149 千円
	第2項 営業外費用			93,289 千円
	第3項 特別損失			201 千円
	第4項 予備費			3,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額464,794千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額41,838千円、当年度分損益勘定留保資金419,022千円、減債積立金3,934千円で補てんするものとする)。

		収	入	
第1款	資本的収入			407,039 千円
	第1項 企業債			310,000 千円
	第2項 負担金			8,251 千円
	第3項 出資金			34,131 千円
	第4項 補助金			53,666 千円
	第5項 開発負担金			990 千円
	第6項 固定資産売却代金			1 千円
		支	出	
第1款	資本的支出			871,833 千円
	第1項 水道改良費			89,653 千円
	第2項 第7次配水管整備事業費			205,218 千円
	第3項 第2次老朽管更新事業費			186,962 千円
	第4項 企業債償還金			385,000 千円
	第5項 予備費			5,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
公用車両再リース(令和6年度分)	令和6年度から令和8年度	1,103 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
第7次配水管整備事業費	千円 180,000	証書借入	5.0以内	借入先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。
第2次老朽管更新事業費	110,000			
共同浄水場建設負担金	20,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用
- (2) 資本的支出第1款資本的支出のうち、第1項水道改良費、第2項第7次配水管整備事業費、第3項第2次老朽管更新事業費、第4項企業債償還金に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 271,737 千円
- (2) 交際費 10 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,232千円と定める。

令和6年2月14日提出

塩竈市長 佐藤 光樹